

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係の
ルールの確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ
適切な解決を図ること」について

平成22年8月

政策統括官付労政担当参事官室(辻田参事官)[主担当]

中央労働委員会事務局総務課(岡崎課長)[施策小目標2・3関連]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標6 安定した労使関係等の形成を促進すること

政策中目標1 労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1）集团的労使関係法制の普及啓発を図ること

（施策小目標2）不当労働行為事件を迅速かつ的確に解決・処理すること

（施策小目標3）労使紛争を早期かつ適切に解決すること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	549	523	906	871	829
			(一般) 383	(一般) 399	(一般) 382
			(特別) 523	(特別) 472	(特別) 447
(決算額)(百万円)	(502)	(481)	(776)	(719) 見込	-
			(一般) 329	(一般) 326	
			(特別) 447	(特別) 393	

※施策小目標2及び3に要する経費について、平成19年度以前は異なる項で計上していたため、平成19年度以前分は上記金額には含めていません。

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	労使関係が「安定的に維持されている」及び概ね安定的に維持されている」と認識している当事者の割合（単位：％） （事業所の50％以上／平成21年度）	-	-	79.9%	80.9%	【集計中】
達成率		-	-	159.8%	161.8%	-
【調査名・資料出所、備考等】						
指標1は、大臣官房統計情報部の「平成21年労使コミュニケーション調査」による。 （平成21年の数値を現在集計中であり、平成22年9月頃に公表予定。）						

(指標の分析：有効性の評価)

H21実績は9月公表予定であるが、H19、H20の実績を見ても、労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している当事者の割合が80%程度で推移しており、本施策は有効であると評価できる。

不当労働行為事件の審査では、都道府県労働委員会及び中央労働委員会のそれぞれにおいて、約8割の事件が終結しており、本施策は有効であると評価できる。[施策小目標2関係]

労働争議調整事件数は景気動向、雇用失業情勢等を反映しつつ増減を繰り返しており、約6割の事件が解決しており、本施策は有効であると評価できる。[施策小目標3関係]

(効率性の評価)

○本事業参加者や参加者の所属組織に対しアンケートを実施し、その結果を踏まえた事業内容の見直しを検討し、事業の効率的な運営に努めた。

また平成21年度実施分については、平成20年度実施分と比較して招へい者1人当たりに要する費用を見直すなど予算の縮減。

→より効率的な事業の実施を実現。[施策小目標1関係]

○不当労働行為事件の審査については、平成16年の労働組合法の改正により、部会制の導入など不当労働行為事件の審査体制の整備等が行われた結果、長期滞留事件数が大幅に減少するなど、事件の迅速な処理が進んできている。[施策小目標2関係]

○労働争議のあっせん、調停、仲裁については、その構成する委員が公労使の三者構成であるという特長を生かして、労使紛争の早期かつ適切な解決が図られている。[施策小目標3関係]

(今後の方向性)

○発展途上国においては、経済発展による経済成長が進む一方で、労使関係については未発達ないし対立的な状況にあり、健全な労使関係の育成が図られていない状況が見受けられる。

→自由で民主的な労使関係や雇用の安定の重要性の理解の定着がすすむように、引き続き本事業を実施し、発展途上国における人材育成分野における貢献等を推進。[施策小目標1関係]

○不当労働行為事件の審査については、平成16年の労働組合法の改正前と比較すれば、事件の迅速な処理が進んでいる。しかしながら、裁判所等他の紛争処理機関においても迅速化の取組がなされ、相対的に見れば長くかかっている面があることから、更なる迅速な処理が求められている。[施策小目標2関係]

○労働争議のあっせん、調停、仲裁については、平成 21 年は、全国の労働委員会における取扱件数が平成以降で最大となっており、事件の早期かつ適切な処理が求められている。[施策小目標 3 関係]

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上 (増額/現状維持/減額)
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

なし

(3) 機構・定員について

なし

(4) 指標の見直しについて

○平成 19 年度～平成 21 年度の目標に対する達成状況を踏まえ、達成率の見直しを検討する。

○施策小目標の指標 2 については、平成 20 年～22 年に係る審査の期間の目標の達成の指標であるが、ここ 2 年達成水準を大きく上回っている。したがって、本年末を目途に策定予定の平成 23 年以降に係る新たな目標では、こうした実績を踏まえた目標設定の見直しを図る予定。